

昨今の労働問題と実務を巡る諸問題

～ 働き方改革に関連して ～

働き方改革関連法が順次施行され、残業規制や有給休暇の取得促進、同一賃金同一労働等について実務を巡る諸問題への対応が求められています。そこでこれらの問題に対処するため、弁護士として第一線で活躍する講師から最新の労働問題について学びます。

令和3年1月19日(火)

13時30分～16時(受付13時～)定員50名

会場

長野県松本合同庁舎 講堂

松本市大字島立1020

受講

無料

どなたでも
ご参加
いただけます

講師

神田法律事務所 代表弁護士

織 英子 氏

有給休暇取得の
義務化? どうしよう

時間外労働の
上限規制とは



「うちだけは大丈夫」と
思ってませんか?

いわゆる同一賃金
同一労働とは

申込先

長野県中信労政事務所

電話 0263-40-1936 FAX 0263-47-7828

メール chushinrosei@pref.nagano.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.nagano.lg.jp/chushinrosei/>

〒390-0852 松本市大字島立1020 松本合同庁舎内

※裏面の申込書を郵送、FAX またはメールでお送りください。

※労働者、経営者、人事担当者、労働組合役員、その他労働問題に苦慮されている皆さまのご参加をお待ちしています。

※コロナ感染拡大により中止となった場合は、ホームページへ掲載し電話、FAX またはメール等にてご連絡致します。